

# ○土木工事等建設資材単価公表要領

## (目的)

第1条 この要領は、公共工事の執行について、透明性、競争性及び客観性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つでもある建設資材単価を公表することにより、受注者の的確な見積りに資するとともに、その競争性及び公平性を期することを目的とする。

## (公表の対象)

第2条 公表の対象とするものは、龍ヶ崎市が発注する土木工事等の積算に用いる建設資材単価（以下「資材単価」という。）とする。ただし、資材単価のうち、一般的な資材については一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会から市販されている「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、既に公表されているものとみなし公表の対象に含めないものとし、土木主要資材については茨城県土木部において公表されている単価を採用（茨城県土木部を龍ヶ崎市と読み替え適用）しているため、これらを公表の対象とするものとする。

## (公表の方法)

第3条 公表の方法は、閲覧及びインターネットによるものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公表する資材単価の閲覧場所は、総務部財政課とする。
- (2) 公表する資材単価の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置し、希望者に閲覧させるものとする。この場合において、閲覧人は、財政課にて、氏名、住所、会社名及び閲覧の年月日を閲覧人記録票に記入し、閲覧を行うものとする。
- (3) 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、必要があると認められる場合は、閲覧時間について制限することができる。
- (4) 公表する資材単価は、庁舎内でのコピー（カメラ及びハンディーコピー等の使用を含む。）を可能とする。
- (5) 具体的な資材単価の内容等に関する電話等による問合せには、応じないものとする。
- (6) 公表する資材単価の貸出は、行わないものとする。
- (7) 公表する資材単価の公表時期は、原則年4回（4月、7月、10月及び1月）とする。
- (8) 茨城県土木部検査指導課のホームページ内で掲載されている資材単価については、茨城県土木部を龍ヶ崎市と読み替えることで、龍ヶ崎市のホームページ上での掲載に代えるものとする。

## (補則)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

### 付 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

### 付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。